

知って得する 下請法

20-012号
通巻:0215

ビジネスを展開する中で様々な法律にかかわることになり、法律を知っていれば不利益を回避するものも多く存在します。

当社は税務・会計を基盤として企業の人的トラブルによる緊急時にも、すばやく対応して、企業の運営をサポートしています。

今回は、特に商取引上でトラブルの多い「下請法」について解説いたします。

①下請法(下請代金支払遅延等防止法)とは

親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。以下の禁止行為は、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法違反となります。

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた!

値上げの話は受けたくないよ。

原材料価格↑

指定された原料なのに...

現 100円
昨 110円

買いたたき

発注を受けるときはいつも口頭!

今回は○月○日までに納めてね。代金は○円だから。

書面でもらえないからいつも後でトラブルになるんだよな..

発注書面交付義務

発注を取消された!

お客様の都合で、この前頼んだ仕事はキャンセルするから。だからお金も支払わないよ。

もう材料を買っちゃいましたよ~

受領拒否

代金を支払日に払ってもらえなかった!

社内検査が終わっていないから、まだ代金は支払えないよ。

今日が支払日なのに..

下請代金支払遅延

(公正取引委員会ホームページより抜粋)

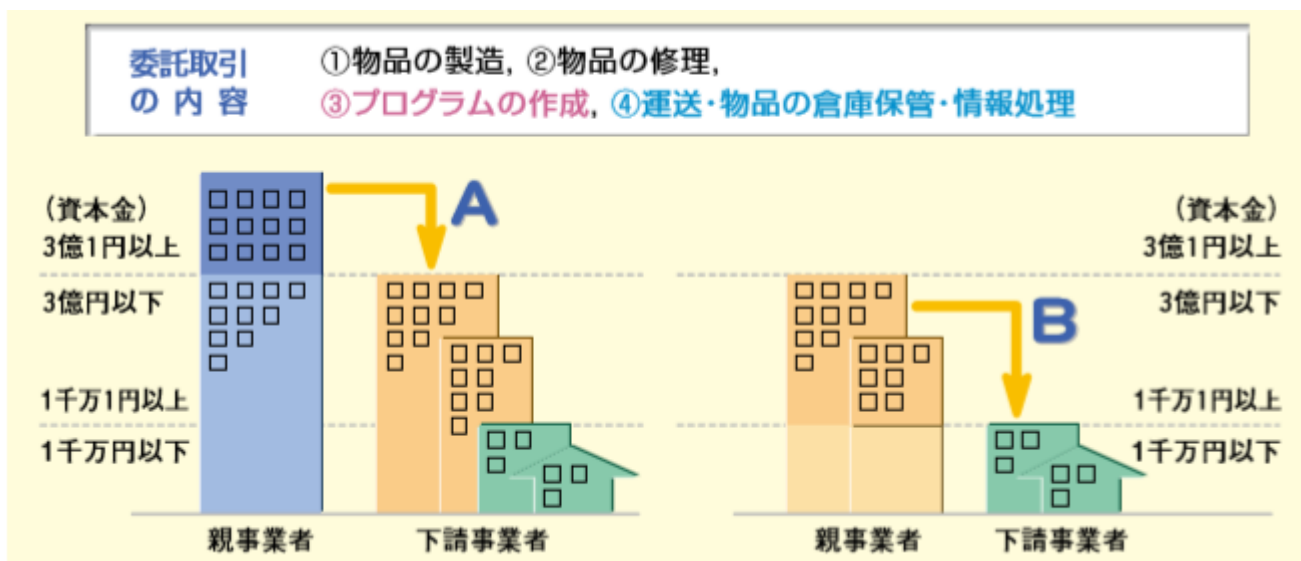
クラージュ総合会計事務所・クラージュコンサルティング

〒541-0053 大阪市中央区本町2-3-6 本町ビジネスビル505 Tel. 06-4705-0011 Fax. 06-4705-0021

<http://courage.gr.jp/>

②資本金区分と取引内容

自社の資本金が3億1円以上であれば、**3億円以下**の会社や個人事業者(図A)が下請先
自社の資本金が1千万1円～3億円以下であれば、**1千万円以下**の会社や個人事業者(図B)が下請先
となります。



また、委託取引の内容は、①物品の製造、②物品の修理、③プログラムの作成、
④運送・物品の倉庫保管・情報処理 と幅広い取引が対象となっています。

③親事業者の義務と禁止行為

親事業者には4つの義務と11の禁止行為が課されています。

これに違反した場合は、公正取引委員会から、50万円以下の罰金が科されます。

なお、この罰金は会社だけでなく、担当者個人にも科されます。

④まとめ

適切な商取引は適切な市場を形成します。
今回の下請法につきましては、下請先は法律で守られており中小企業庁と公正取引委員会に全国の窓口がございます。
不当な取引でお困りの際はご活用頂き、少しでもお得に法律を活用いただければ幸いです。

(1) 義務

- ア 書面の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
- エ 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

～コメント～

当事務所は多様なスキルを持ったスタッフの集まりです。経理部門をはじめ営業・総務で研鑽を積んだメンバーが往訪させて頂いております。私も20年以上製造メーカーの購買部門で、調達業務経験を積ませて頂きました。税務・会計を基盤として、調達の視点からも、企業経営者や個人事業者の皆様方のお役に立てるよう精進して参ります。

クラージュ総合会計事務所 岡本 武